

特定非営利活動法人「楽チンライフ」定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人「楽チンライフ」と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県岡山市南区西市 116 番地・10 に置く。

2 この主たる事務所の変更日は、平成 16 年 6 月 10 日とする。

(目的)

第3条 この法人は、地域の人々に対し、保健・医療又は福祉の増進を図るサービスに関する事業を行うことにより、市民が心豊かで住み良い地域づくりに貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第 3 条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 地域福祉に関する調査、研究、啓発事業
- (2) 地域福祉サービス事業
- (3) 患者支援事業
- (4) 患者向食品「楽チンライフ」宅配サービス

(5) この法人の目的を達成するために必要なその他の事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員は、特にその資格取得の条件を定めない。

- 2 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出するものとし、理事長は正当な理由がない限り、その者の入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときには、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号いずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号いずれかに該当するときは、総会において正会員数の2分の1以上が出席し、出席者の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員がすでに納入した会費、及びその他の拠出金は返還しない。

第3章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 10人以内
 - (2) 監事 1人以上 3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分に1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見をのべ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 指欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間として、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員数の2分の1以上が出席し、出席者の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により解任をしようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えるなければならない。

(役員の報酬)

第19条 役員は、有給とすることができます。有給の役員の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定

める。

(顧問)

第 20 条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあったもののうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 前 2 項に定めるもの他、顧問に関し必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 総会

(種類及び構成)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定により請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会する事ができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(書面表決等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として、表決を委任することができる。
- 3 前項の場合における第 11 条第 1 項・第 18 条第 1 項、前 2 条、次条第 1 項及び第 44 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることのできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員数の総数

- (3) 総会に出席した正会員の数及び出席者氏名(団体会員にあっては名称及び出席者氏名、書面表決者又は表決委任者がある場合には、その旨を付記すること)
 - (4) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録については、議長及びその総会において選任された 2 名以上の議事録署名人が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 議会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 5 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事を持つて構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が必要と認めるときに招集する。

- 2 理事長は、理事の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、又は第 15 条第 5 項第 5 号により監事から招集の請求があつたときは、その請求があつた日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数等)

第 34 条 理事会には、第 26 条から第 29 条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 35 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他収益

(資産の管理)

第 36 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第 37 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(活動予算及び決算)

第 38 条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経て定める。

2 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(会計の原則)

第 39 条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(暫定予算)

第 40 条 第 38 条第 1 項の規定にかかるわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算が成立する日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(長期借入金)

第 41 条 この法人が資金の借入をしようとするときには、その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除き、理事会において 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 事務局

(設置等)

第 43 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に關し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 44 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項

- (6) 役員に関する事項（定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第45条 この法人は、特定非営利活動促進法第31条第1項第2号から7号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

2 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属）

第46条 この法人が解散の際に有する残余財産は、合併、破産の場合を除き、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、特定非営利活動法人又は社会福祉法人に譲渡するものとする。

（合併）

第47条 この法人は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得て、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

第9章 書類の備置き及び閲覧

（書類の備置き）

第48条 この法人は、毎年度初めの3月以内に、前年度における次の書類を作成し、その翌々年度の末日までの間これらを主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書
- (2) 役員名簿（前年度に役員であったことがある者全員の氏名及び住所を記載した名簿）
- (3) 役員名簿に記載された者のうち、前年度において報酬を受けたことがある者全員の名簿
- (4) 社員10人以上の者の名簿

(閲覧)

第49条 会員及び利害関係人から前条の書類及び定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写しの閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第10章 補則

(公告)

第50条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(委任)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次の通りとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

理事長 池田 豊紀
副理事長 室山 尚美
理事 信江 博文
理事 川上 道清
理事 石川 和正
理事 森 正幸
監事 平 晃一

- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第38条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費

正会員	個人	3,000円
賛助会員	個人	3,000円
賛助会員	団体	10,000円